

東京都社会保険労務士会世田谷支部

令和5年度 第2回支部定例会 次第

日時 令和5年9月20日（水）18:00～20:00

開催場所 北沢タウンホール ミーティングルーム
および Zoom 配信

1. 開会・支部長挨拶
2. 東京会、連合会、統括支部からの報告
3. 支部委員会・部会・PJ から報告および連絡
 - ① 開業部会(労働条件調査PJ)
 - ② 開業部会（学校教育PJ)
 - ③ 職域拡大委員会
 - ④ 地域貢献委員会
 - ⑤ 厚生労働委員会（行政担当委員会）
 - ⑥ 広報委員会
 - ⑦ 研修委員会
 - ⑧ 総務委員会
 - ⑨ その他
4. 政治連盟からのお知らせ
5. 業務研修
『先輩社労士への質問』 講師 研修委員会
6. その他
7. 閉会

<Zoom情報>

<https://us06web.zoom.us/j/89151373365?pwd=S2lnYmxtdHRqdEhwbUpWYkZOZnVXdz09>

ミーティング ID: 891 5137 3365

パスコード: 209526

	チーム名	チームリーダー (敬称略)	調査先事業	事業所・区契約金額	配信日	調査方法	総合評価	事前協議	訪問調査日	訪問場所	事後協議1	事後協議2	区ドラフト提出日 (予定含む)	最終納品日
1	Aチーム	深井 裕子	道路工事業	¥73,858,400	7月5日	①	C		7/21(金) 13:00~17:00	区内事業所様会議室	7月28日		8月9日	8月30日
2	Bチーム	得能 一恵	旧校舎改修工事業	¥145,497,000	8月4日	①		※先方準備不足の為 9/7(木)から延期	11/8(水) 13:00~17:00	区内事業所様会議室	11月15日		11月29日	
3	Cチーム	伊藤 直也	小学校図書館司書 委託事業	¥311,689,774	7月20日	②(a)			8/30(水) 13:00~17:00	文京区事業所様会議室	9月8日		9月20日	
4	Dチーム	齋藤 信之	子育てステーション等運営 委託事業	¥46,388,025	7月20日	②(a)		9/1(金)10:00~ ZOOM	9/4(月) 13:00~17:00	区内事業所様会議室	9月14日		9月25日	
5	Eチーム	濱本 志帆	小学校調理業務 委託事業	¥126,445,000	8月24日	③(a)			10/3(火) 13:00~17:00	新宿区事業所様会議室	10月10日		10月24日	
6	Fチーム	岡本 雅行												
7	Gチーム	阿部 静夫												
8		未定	校舎一部改築電気設備工事業	¥145,860,000	8月29日	①			R6年1月下旬~2月希望 11月下旬連絡予定	区内事業所様会議室				
9	Hチーム	久禮 裕生												
10	Iチーム	高野 裕之	(仮)歩道工事業	¥126,540,700	7月20日	①			11月~12月希望 10月頃連絡予定	区内事業所様会議室				
11	Jチーム	得能 一恵												
12	Kチーム	齋藤 信之												
13	Lチーム	濱本 志帆												

調査関与事業 契約金額合計 ¥976,278,899

※世田谷区へのドラフト提出日は、原則として訪問調査後3週間後とします。

2023年9月20日

学校教育プロジェクト 活動報告

岡本雅行

I. 活動実績

① プロジェクト説明会

7月28日（金）29日（土）に ZOOM にてプロジェクト説明会を実施しました。28日は8名、29日は6名の方々に参加いただきました。ご参加いただいた方々、ありがとうございました。

② 案内チラシ作成

本年度版の案内チラシを作成しました。（次頁）

II. 依頼事項

① チラシ配布

次頁のチラシをお知り合いの学校関係者、学校関係者とつながりがある方々に配布いただきます様お願いします。

② プロジェクトメンバー

引き続き募集中です。岡本までお声がけください。

以上



社会保険労務士による 出前授業のご案内

社会保険労務士は労働・社会保険関係諸法令、人事労務管理等の働くことに関する専門家(国家資格資格者)です。東京都社会保険労務士会世田谷支部は、社会貢献活動として世田谷区内の学校で、無料の出前授業を行っています。労働法や社会保障について、わかりやすく伝えています。

授業の目的

自分の将来について明るい希望を持ってもらう

テーマ

国の制度(社会保障制度)の良さを知る

- ・ 社会保障制度の仕組み
- ・ 社会保険の種類
- ・ 健康保険の仕組み
- ・ 年金は何のためにあるのか 等々

働く時のルール(労働法)を知る

- ・ 働くこととは
- ・ 労働契約を結ぶ際の注意点
- ・ 労働基準法の内容
- ・ いろいろな働き方 等々

社会に出る時の基礎知識

- ・ 知ることの重要性
- ・ 大人になるとできること
- ・ 困ったときの対処法 等々

実施方法(場所、対象者、所要時間等)は、ご要望に応じて柔軟に設定可能です。

例) 体育館で対象者全員を対象に授業を実施する。クラスごとに教室で授業を実施する。
 公立高校の入試日に、公立高校の試験を受けない人を対象に授業を実施する。
 午後からの登校日に授業を実施する。 等々

対象者	大学生・高校生・中学生・小学生
実施日	随時可能です
費用	無料です
実績	東京都社会保険労務士会 2022年度 実施校数(カッコ内は授業数) 小学校 28(78) 中学校 63(172) 高校 33(124) その他 5(7)
実施までの流れ	電話またはファックスにて、お気軽にお問合せ下さい。 ⇒実施日時&授業内容を相談の上、決定します。
お問合せ	東京都社会保険労務士会 世田谷支部 学校教育プロジェクト 担当：岡本雅行 TEL090-7710-5879 FAX：03-6317-9127 e-mail：okamoto@suncha-sr.com

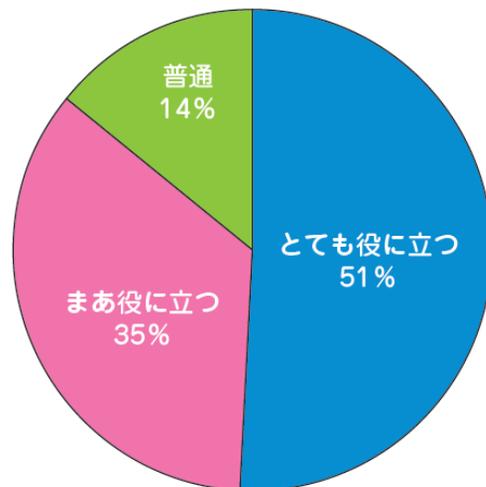
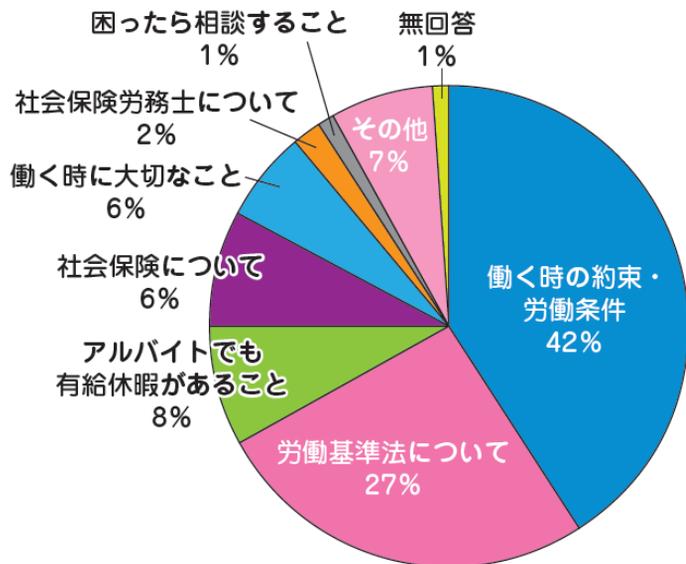


アンケート結果

その1) 東京都社会保険労務士会実施 都立高校向け授業のアンケート集計結果

今日の授業で一番印象に残ったことは何ですか？

授業は将来の役に立ちますか？



その2) 世田谷区内の中学校での授業実施時のアンケートに記載されたコメント

Q: 今日の授業で一番印象に残ったことは

- ・働く上でルールを守ることの大切さが良く分かった
- ・「やと側」について深く知ることができた
- ・ルールは守らないとルールに守ってもらえないこと
- ・困った時は自分一人で悩まずに、周りの人に相談することが大切だということ

Q: 授業をどの様に活かそうと思いましたか

- ・自分の行動に責任を持ち知識をつけようと思った
- ・今後バイトをするときに注意しようと思った
- ・常に頭のすみにおいて、職業探しに活かしたい
- ・日頃から知識をつけることが大切だったので、公民とかで習ったことを忘れないようにしたい。

使用スライド例

出前授業 『はたらくこと』

令和 年月 日
区立 中学校

東京都社会保険労務士会
山手統括支部 世田谷支部

『はたらく』ときには

はたらくときには
ルールを守ることが
大切です

労働契約を結ぶとき

契約期間はいつからいつまで？
仕事の内容は？
働く時間は？
休憩・休日はどうなっているの？
お給料はいくらなの？

労働契約を結ぶ前に、自分の働く条件をしっかりと確認！お互いが納得した上で労働契約を結ぶことが大切です。

社会保障ってなんだろう？

国民年金加入保険料納付
国民年金受給
健康保険で病気やケガの治療費の一部負担
厚生年金加入保険料納付
厚生年金受給
雇用保険で万一が起きた場合の失業手当、生活保護
介護保険で高齢者の生活保護

年金は何のためにあるの？

第1号被保険者 (自営業、フリー、学生)
第2号被保険者 (民間会社員・公務員)
第3号被保険者 (専業主婦・主婦など)

厚生年金
国民年金 (基礎年金)

学生納付特例制度

20歳以上
保険料納付
納付特例
申請
区役所 市役所 年金事務所 学校

お問い合わせ FAX 03-6317-9127まで

① 学校名

② ご希望の時期 年 月 頃
or ご希望日 【第1希望】 年 月 日 【第2希望】 年 月 日

③ ご担当者様氏名

④ ご連絡先

令和5年度職域拡大委員会事業計画

1. セミナー講師等の派遣

I. 公益財団法人世田谷区産業振興公社主催（オンライン開催）

開催日	テーマ	講師	参加人数 (定員)
5月30日	社員の両立支援を支える介護休業制度の活用について	木田 裕芳	10名(20名)
6月28日	障害者と共にはたらくとは	木下 文彦	19名(20名)
8月	中小企業の助成金の活用	鈴木麻利子	13名(20名)
9月	男性も育児休業！	稲見 奈緒	
10月	労働基準法について（求職者向け）（仮）	加藤 成穂	
12月	社員の病気と仕事の両立（仮）	大胡田美奈	
1月	メンタルヘルス（仮）		
2月	ハラスメントセミナーまたは法改正（仮）		

II. 東京商工会議所世田谷支部主催（オンライン開催）

開催日	テーマ	講師	参加人数
6月8日	2023年度労働保険年度更新・社会保険算定セミナー	大竹 謙一	15名
6月23日	職場のパワーハラスメント、カスタマーハラスメント対策	長部ひろみ	31名

III. 昭和信用金庫主催

未定

2. ハラスメント相談窓口受託

世田谷区産業振興公社運営 相談員業務の受託

リーダー	目黒 さとみ
サブリーダー	長部 ひろみ
メンバー	住谷 久美 稲見 奈緒 伊東 美香子 志田 哲也 岡本 雅行 濱本 志帆

以上

令和5年9月20日
世田谷支部定例会資料

地域貢献委員会活動報告

I 相談員派遣

1. 公益財団法人世田谷区産業振興公社主催

①社会保険・労働保険相談

定期相談 (1)毎月第1日曜日 (烏山区民センター) (年度計12回)

(2)毎週火・金曜日 (三茶おしごとカフェ) (年度計98回)

事業所訪問相談・事前予約相談 (予約が入り次第随時)

②世田谷合同相談会 (年度計2回)

5月21日 (日) 三茶しゃれなあどホール 稲見 奈緒

10月1日 (土) 同 原田 真紀子

2. 東京商工会議所世田谷支部主催

①窓口専門相談 (労務) 毎月第2木曜日 (年度計12回)

3. 世田谷区保健センター主催

①がん患者等就労相談 (年度計5回、うち1回は秋の街頭相談会との共催)

6月24日 (土) 三茶おしごとカフェ 長部 ひろみ

8月26日 (土) 世田谷区保健センター 木谷 典子

10月28日 (土) 三茶おしごとカフェ 住谷 久美・小柳 博恵

11月17日 (金) 烏山街頭相談会 本間 由美子・関口 幸美

1月27日 (土) 世田谷区保健センター 加藤 成穂・木田 裕芳

4. 世田谷区主催

①外国人のための無料専門家相談会

7月29日 (土) 三茶しゃれなあどホール 小柳 博恵

5. 昭和信用金庫主催

①個別相談会 毎月第4水曜日 (年度計12回) 昭和信用金庫サポートプラザ

2023年度

外国人のためのリレー専門家相談会



東京外国人支援ネットワークでは、日本に住む外国人のために、2002年から外国人のための相談会を開催しています。どんなことを相談できるか、どんな専門家がいるか、あなたのことばの通訳があるかなどを知りたいときは、その相談会を主催する団体にお問い合わせください。ひとりで悩まずに、ぜひ相談にきてください。お待ちしております。

The Tokyo Supporting Network for Foreign Residents has been holding consultations for foreign residents in Japan since 2002. Please contact the hosting party of each consultation when you have questions such as what you can consult about, what kind of professionals will be there, and whether there will be an interpreter for your language. Please come to the consultations and seek help. We look forward to seeing you.

为了向居住在日本的外国人提供支援，东京外国人支援网络从2002年开始，每年都举办针对外国人的咨询会。如果想要了解可以咨询什么问题，有什么样的咨询专家，或者有没有你想要的语言翻译等问题时，请向各个会场的主办单位询问相关事宜。请不要独自烦恼，有什么问题请务必前来咨询。我们敬候您的光临。

도쿄 외국인 지원 네트워크에서는 일본에 거주하는 외국인 여러분들을 위해 2002년부터 외국인을 위한 상담회를 개최하고 있습니다. 어떤 상담이 가능한지, 어떤 전문가가 참석하는지, 모국어 통역이 가능한지 궁금하시다면 상담회 주최 단체로 문의해 주세요. 혼자서 고민하지 마시고 상담회에서 상담을 받아보세요. 여러분의 방문을 기다리고 있겠습니다.

Sa Tokyo Supporting Network for Foreign Residents, simula taong 2002 pa kami nagsasagawa ng konsultasyon para sa mga dayuhang residente ng Japan. Kung nais malaman ang impormasyon tulad ng sakop ng maaaring ipakonsulta, sinong mga propesyonal ang makakaasap, o kung may interpreter sa inyong wika, mangyaring makipag-ugnayan sa organisasyong namamahala ng naturang konsultasyon. Huwag solihin ang problema at huwag mag-atubiling sumangguni sa amin. Hihintay namin.

Professional Consultation for Foreign Residents

为外国人举办的专家轮流坐诊咨询会

외국인을 위한 릴레이 전문가 상담회

Propesyonal na Konsultasyon para sa mga Dayuhang Residente

- いろいろな専門家がいます。—— 弁護士、行政書士、社会保険労務士、医師など
- いろいろな相談ができます。—— 在留資格、ビザ、結婚、離婚、労働問題、教育・進学、年金・保険、税金、医療、住まいや契約のトラブルなど
- いろいろな言語の通訳がいます。・秘密は守ります。・無料です。

- Professionals in various fields: Lawyers, administrative scribes, certified social insurance labor consultants, medical doctors, etc.
- Consultations available for a variety of issues: Residence status, visas, marriage, divorce, labor-related issues, education and access to higher education, pensions and insurance, taxes, medical care, residential problems including contract disputes, etc.
- Interpreters in various languages • Strict protection of confidentiality • Free of charge

- 有各方面的专家坐诊。 律师，行政书士，社会保険労務士，医生等。
- 可以进行各方面的咨询。 在留资格，签证，结婚，离婚，劳务问题，教育与升学，养老金与保险，税款，医疗，住宿或合同方面的纠纷等。
- 有各种语言的口译人员为您提供翻译。・严守秘密。・免费。

- 여러 분야의 전문가가 있습니다 —— 변호사, 행정서사, 사회보험 노무사, 의사 등
- 여러 분야의 상담이 가능합니다 —— 재류자격, 비자, 결혼, 이혼, 노동 문제, 교육, 진학, 연금, 보험, 세금, 의료, 주거, 계약에 관한 문제 등
- 다양한 언어의 통역자가 있습니다. ・ 비밀은 엄수합니다. ・ 무료입니다

- May mga propesyonal sa iba't-ibang mga larangan: Abogado, notary public, social insurance consultant, manggagamot, at iba pa.
- May mga iba't ibang uri ng konsultasyon: Ukol sa status of residence, visa, pagpapakasal at pagdidiborsyo, mga problema sa trabaho, edukasyon at pagpapatuloy ng pag-aaral, pensyon at insurance, buwis, serbisyong medikal, tirahan at mga problema ukol sa kontrata, atbp.
- May mga interpreter sa iba't ibang wika.
- Mananatiling lihim ang nilalaman ng konsultasyon.
- Libre ito.

主催：外国人のためのリレー専門家相談会を開催する団体（スケジュール表参照）
 事務局：一般財団法人東京都つながり創生財団
https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/relay_soudan/index.html
 TEL: 03-6258-1226

Hosts: Organizations providing Professional Consultation for Foreign Residents (see the schedule on the back of this flyer)
 Secretariat: Tokyo Metropolitan Foundation "TSUNAGARI"
https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/english/relay_soudan/index.html
 TEL: 03-6258-1226



ねん ど 2023年度 がいこくじん 外国人のためのリレー専門家相談会 かいさい よていひょう 開催予定表

Free Consultation for Foreign Residents FY2023 Schedule

2023年度 为外国人举办的专家轮流坐诊咨询会

2023 년도 외국인을 위한 릴레이 전문가 상담회 스케줄

Propesyonal na Konsultasyon para sa mga Dayuhang Residente 2023

1	5月27日(土) May 27 (Sat.) 14:30~16:30 ※予約 5月19日(金)まで *Reservation required. [Deadline: May 19 (Fri.)]	武蔵野市境 2-14-1 スイグビル10階 スカイルーム Musashino Swing Building 10F Skyroom, 2-14-1 Sakai, Musashino-shi オンラインでも相談できます。 *Online consultation is also available.	公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 Musashino International Association 0422-56-2922
2	6月11日(日) Jun. 11 (Sun.) 13:00~16:00 ※予約 5月25日(木)まで *Reservation required. [Deadline: May 25 (Thu.)]	板橋区栄町 36-1 板橋区立グリーンホール Itabashi Green Hall, 36-1 Sakae-cho, Itabashi-ku オンラインでも相談できます。 *Online consultation is also available.	公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団 Itabashi Culture and International Exchange Foundation 03-3579-2015
3	7月29日(土) Jul. 29 (Sat.) 10:30~15:00	世田谷区太子堂 2-16-7 三茶しゃれなあとホール Sancha Sharenade Hall, 2-16-7 Taishido, Setagaya-ku	世田谷区 文化・国際課 Cultural and International Affairs Division, City of Setagaya 03-6304-3439
4	8月12日(土) Aug. 12 (Sat.) 13:00~16:00 ※予約 7月31日(月)まで *Reservation required. [Deadline: Jul. 31 (Mon.)]	港区浜松町 2-7-15 浜松町三電舎ビル7階 Hamamatsucho 2-7-15 Hamamatsu-cho, Minato-ku Global Community Interaction Office, Hamamatsuchosandensha Building 7F, 2-7-15 Hamamatsu-cho, Minato-ku	地球市民交流会(NPO法人) Global Community Interaction URL: http://gci.or.jp/ E-mail: info@gci.or.jp
5	8月26日(土) Aug. 26 (Sat.) 13:30~16:30 ※予約 8月23日(水)まで *Reservation required. [Deadline: Aug. 23 (Wed.)]	大田区蒲田 5-13-26 大田区消費者生活センター1階 Ota City Consumer Center, 5-13-26 Kamata, Ota-ku	一般社団法人レガートおおた Legato Ota 03-3731-3831 一般社団法人OCNet Ohta Citizens' Network for Peoples' Togetherness (OCNet) 03-3730-0556
6	9月3日(日) Sep. 3 (Sun.) 13:30~15:30 ※予約 8月28日(月)まで *Reservation required. [Deadline: Aug. 28 (Mon.)]	文京区本郷 4-15-14 区民センター3階 Kumin Center (Community Center) 3F, 4-15-14 Hongo, Bunkyo City オンライン (Zoom) でも相談できます。 *Online consultation via Zoom is also available.	文京多言語サポートネットワーク Bunkyo Multilingual Support Network E-mail: bunkiyotagen5sn@gmail.com
7	9月30日(土) Sep. 30 (Sat.) 13:00~16:00	千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3階 会議室 Bar Associations Building 3F Conference Room, 1-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku	関東弁護士会連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、 第二東京弁護士会 Daiichi Tokyo Bar Association, Daini Tokyo Bar Association, Kanto Federation of Bar Associations, Tokyo Bar Association, Contact: Daiichi Tokyo Bar Association 03-3595-8575
8	10月7日(土) Oct. 7 (Sat.) 10:00~15:30 ※予約 10月6日(金)まで *Reservation required. [Deadline: Oct. 6 (Fri.)]	立川市曙町 2-2-27 立川市窓口サービスセンター Tachikawa City General Branch Office, 2-2-27 Akebonocho, Tachikawa-shi	特定非営利活動法人 たちかわ多文化共生センター NPO Tachikawa Multicultural Center 042-527-0310
9	10月14日(土) Oct. 14 (Sat.) 13:00~16:00 ※予約 10月7日(土)まで *Reservation required. [Deadline: Oct. 7 (Sat.)]	調布市小島町 2-33-1 調布市文化会館たづくり 301~305 会議室 Chofu City Culture Hall Tazukuri Conference Room 301~305, 2-33-1 Kojimacho, Chofu-shi	調布市国際交流協会 Chofu International Friendship Association 042-441-6195
10	11月4日(土) Nov. 4 (Sat.) 13:00~16:00	中野区中野 2-9-7 なかのZERO西館 Nakano ZERO Nishi-Kan, 2-9-7 Nakano, Nakano-ku	中野区国際交流協会 (ANIC) Association for Nakano International Communications 03-5342-9169
11	11月18日(土) Nov. 18 (Sat.) 14:00~16:45 ※予約 10月5日(木)から受付、先着順 [From Oct. 5 (Thu.), in order received]	東村山市本町 2-33-2 東村山市立中央公民館 Higashimurayama Central Community Hall, 2-33-2 Honcho, Higashimurayama-shi	東村山市 市民相談・交流課 Higashimurayama City Citizen's Consultation and Interaction Section 042-393-5111
12	12月9日(土) Dec. 9 (Sat.) 14:00~16:00	東京都内 (2023年10月頃決定、都内の相談会未実施地域にて開催) Tokyo area (to be determined around October 2023, to be held in areas of Tokyo where consultations have not yet been held)	特定非営利活動法人 国際活動市民中心 (CINGA) Citizen's Network for Global Activities 03-6261-6225
13	1月27日(土) Jan. 27 (Sat.) 13:30~16:30 ※予約 1月19日(金)まで *Reservation required. [Deadline: Jan. 19 (Fri.)]	港区北青山 1-6-3 都営北青山一丁目アパート3号棟 地下1階 Minato International Communication Space, Toei Kita-Aoyama 1-chome Apartment Building 3F, 1-6-3 Kita-Aoyama, Minato-ku	一般財団法人 港区国際交流協会 (MIA) Minato International Association 03-6440-0233
14	2月17日(土) Feb. 17 (Sat.) 13:00~16:00 ※予約します。 *Reservation required.	杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所 Suginami City Office, 1-15-1 Asagaya-Minami, Suginami-ku	一般財団法人 杉並区交流協会 Suginami Association for Cultural Exchange 03-5378-8833
15	3月10日(日) Mar. 10 (Sun.) 13:30~15:30 ※予約 3月2日(土)まで *Reservation required. [Deadline: Mar. 2 (Sat.)]	町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4階 Machida City Machida Shimin Forum 4F, 4-9-8 Haramachida, Machida-shi	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 Machida Cultural and International Exchange Foundation 町田国際交流センター Machida International Center 042-722-4260

東京外国人支援ネットワーク Tokyo Supporting Network for Foreign Residents

予定は変更になる可能性があります。最新のスケジュールは東京都多文化共生ポータルサイトからご確認ください。

Schedules are subject to change. Please visit the Tokyo Intercultural Portal Site for the latest information.



専門家に相談できる『合同相談会』

弁護士・税理士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・社会保険労務士が、損害賠償等の法律問題、相続税の計算方法、土地の登記や相続関係の手続き、遺言書や契約書等の作成方法、土地境界の問題、労働条件や社会保険などの相談に応じます。



〈日 時〉 令和5年10月1日(日) 午後1時30分～4時15分
相談時間：①1時30分～ ②2時05分～ ③2時40分～ ④3時15分～ ⑤3時50分～

〈会 場〉 三茶しゃれなあとホール ※裏面の地図をご覧ください
(世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎5階)

〈内 容〉 専門家が個別相談にお答えします。
相談時間は1人25分までで、相談料は無料です。

予約制 先着順

事前予約が必要です

〈予約期間〉 9月5日(火)～9月19日(火)

〈予約受付〉 せたがやコール 受付時間：午前8時～午後9時
電話：03-5432-3333
FAX：03-5432-3100

※予約時に「相談したい専門家の種別」と「相談の主旨」をお知らせください。

※相談予約は、1つの専門家に限ります。

(相談後の空き状況により、他の専門家にも相談ができます。)

●相談する専門家が分からない場合●

予約前に「世田谷総合支所区民相談室(03-5432-2016)」へご相談ください。
(月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで受付)

〈担当〉世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談(電話：03-5432-2818)

同時開催

【共催】 世田谷区 都市整備政策部 居住支援課
公益社団法人 全日本不動産協会 世田谷支部

住まい・まち学習セミナー(午前10時20分～)

『実例に学ぶ!相続対策』弁護士と税理士の両方の観点から見た相続対策!

講師：利光 剛(弁護士・税理士)

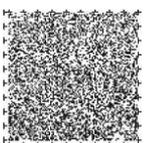
不動産無料相談会(午後1時30分～4時40分) ※30分間の個別相談

不動産に関するお悩みに、弁護士、税理士、宅地建物取引士が無料でお応えします。

【予約期間】9月15日(金)～9月27日(水) 受付時間：午前8時～午後9時 事前予約制・先着順

【予約受付】せたがやコール(電話：03-5432-3333)

【担当】都市整備政策部 居住支援課(電話：03-5432-2499)



◎ 相談会に参加される方へのお願い

- ・筆記用具を忘れずにお持ちください。
- ・体調がすぐれない場合は、ご利用をお控えください。
- ・相談者は原則1名（介護等による付き添いが必要な場合は、最大2名まで）とさせていただきます。

会場アクセス

電車

- ・世田谷線・田園都市線「三軒茶屋駅」徒歩3分

バス

- ・「三軒茶屋」徒歩3分(渋谷駅～弦巻営業所・田園調布駅・二子玉川駅・上町駅・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口・等々力)
- ・「三軒茶屋」徒歩3分(目黒駅前～三軒茶屋駅)
- ・「三軒茶屋」徒歩すぐ(北沢タウンホール～駒沢陸橋)



【主催】世田谷区（世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談）

【共催】（公財）世田谷区産業振興公社

◎ 区民相談室のご案内

- ・各総合支所区民相談室では、区民相談員が、相続や不動産、金銭貸借等、日常生活の中で起こるさまざまな困り事や悩みの相談に応じます。また、平日の午後に弁護士相談（予約制）を行っています。
 - ・世田谷総合支所区民相談室では、司法書士（予約制）、税理士（予約制）、行政書士による相談も行っています。（各月1回）
- 詳しくは区ホームページをご覧ください。各区民相談室へお問い合わせください。

【各総合支所区民相談室連絡先】

世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
03-5432-2016	03-5478-8001	03-3702-4864	03-3482-3139	03-3326-6304

令和5年度行政担当委員会事業報告

世田谷支部行政担当委員会

① メンバー 6名

担当副支部長：大竹 謙一

委員長：秋葉 静江

委員：香西 由美子・佐々木 高久・志田 哲也・佐野 悦子

② 年間活動スケジュール

担当業務	開催時期	備考
街頭相談会	春 5月26日(金) (三軒茶屋) 秋 11月17日(金) (千歳烏山)	三軒茶屋ふれあい広場 烏山区民センター前広場
せたがや区民祭り	8月5日・6日	会場：若林公園・松陰神社・国土舘大学 キャンパスにて開催
世田谷産業フェスタ	10月29日	会場：三軒茶屋ふれあい広場、世田谷産 業プラザ
臨時労働保険指導員	労働局：6/23・7/3・7/6 3日間 労基署：6/22~7/10 11日間	
渋谷労働保険推進協力会	年4回開催(5月/9月/11月/1月)	渋谷支部合同事業
労働基準監督署意見交換会	2か月に1回実施	
ハローワーク意見交換会	2か月に1回実施	
行政スキルアップ研修会	1月19日	
年金特別アドバイザー	通年	年金特別アドバイザーの管理 統括3支部との連携

③ 報告事項

■せたがや区民まつり（別紙報告書）

8月5・6日の2日間 労働・年金相談ブースを出展。
相談対応のほか、子供向けに社労士クイズを実施。

■渋谷労働社会保険事務説明会

9月12日実施

令和5年度第2回労働・社会保険事務説明会

開催場所：ハローワーク渋谷会議室（となりの神南ビル7階）

開催責任支部 世田谷支部

社労士講師：加藤 成穂先生（世田谷支部）「労使トラブル防止について」

参加人数：5社6名

参加行政：ハローワーク渋谷 適用課 栗栖様
世田谷年金事務所 適用調査課 芳賀様

■行政意見交換会

2行政ともに8月17日実施

1月開催予定の行政スキルアップ研修会への講師派遣のお願い。

渋谷労働基準監督署

- ・最低賃金の引き上げ
- ・労災補償状況について

渋谷ハローワーク

- ・最低賃金の引き上げ
- ・障害者の法定雇用率の引き上げと支援策強化
- ・デジタル失業認定

④ 今後の予定

10月23日（月）渋谷労働基準監督署・渋谷ハローワーク 意見交換会

10月29日（日）世田谷産業フェスタへの参加

11月14日（火）第3回労働・社会保険事務説明会（労働基準監督署方面・労災課）

11月17日（金）秋の烏山街頭相談会

2023 年せたがやふるさと区民まつり年金・労働・社会保険相談会 実施報告

【実施日】令和5年8月5日（土）、6日（日）

【会場】世田谷区・国士舘大会場

【相談員】石綿 繁雄、首藤 梨紗、関口 幸美、渡辺 博正、杉山 聡、松尾 隆、木田 裕芳、
小柳 博恵（敬称略・順不同）

【運営】岩城真也、大竹謙一、秋葉静枝、志田哲也、佐々木高久、佐野悦子、香西由美子

【相談内容の概要】

- ・相談 件数：21 件
- ・年金等関係：14 件
- ・労働 関係：7 件
- ・クイズ参加者数：約 280 件（昨年 227 件）

※相談件数と、相談者数の合計は一致しない。数値は両日合計。

【総 評】

・今回の年金労働相談は、せたがやふるさと区民まつりの国士舘大会場で行われました。

・両日とも 35 度を超える酷暑日でしたが、区民まつりの来場者は、2 日間で、52,000 人（昨年は 43,500 人）。行動制限のない開催になり、120%増になったようです。

また、来年からは、馬事公苑にもどっての開催の予定です

・世田谷支部のブースでは、子供向けに社労士クイズを実施し、多くの親子連れにご参加いただきました。

・「年金」という言葉がスムーズに小さい子から出てくることもあり、こちらが驚かされることもありました。

・相談員の皆様には、休憩時間も取れないくらいに連続で、対応いただきましたが、皆様ソフトな口調で、わかりやすく、お子様にクイズの出題をしていただきました。



相談会事前準備終了後の集合写真



子供向けの労働・社会保険クイズ景品準備中



事業所を新たに設置された事業主・事務ご担当の皆さまへ

労働・社会保険事務 説明会のご案内

事業所を新たに設置された事業主及び事務ご担当の皆さまを対象とした**基礎的な事務説明会**を、下記の通り開催致します。この説明会では、事業主さまが行なわなければならない労働保険・社会保険の事務手続や労働者を雇用するにあたり知っておかなければならない法令など、**基本的な事項**をご説明致します。当日は、**実務に役立つ多数の資料も配布**し、終了後は社会保険労務士による**無料相談会**も合わせて実施致しますので、是非この機会にご参加頂ければ幸いです。

日程の都合で参加できない事業所さまにつきましては、相談員(社会保険労務士)による**個別訪問相談**もお受け致しますので希望される方はお申込みください。

開催日時

内容・講師

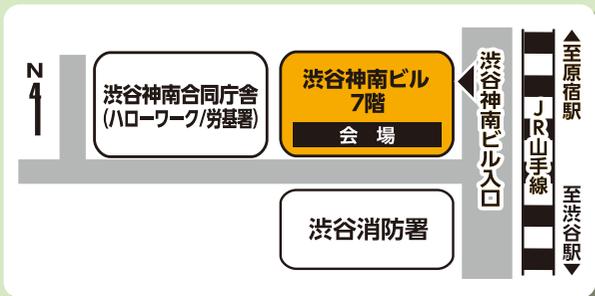
第1回 5/16 (火) 第2回 9/12 (火)

第3回 11/14 (火) 第4回 令和6年 1/16 (火)

各回とも**13:00~15:45**(開場12:45)
※終了後無料相談会開催(閉場16:15)

開催場所

渋谷神南ビル7階(渋谷区神南1-3-4)
※会場はハローワーク・労基署のビルではありませんので
ご注意ください(東隣のビルです)



第1回(5/16) 奇数回
第3回(11/14)

第2回(9/12) 偶数回
第4回(令和6年 1/16)

- ①労働基準法のあらまし
講師 渋谷労働基準監督署 労働基準監督官
- ②労災保険事務について
講師 渋谷労働基準監督署 労災保険担当官
- ③働き方改革・法制度の実務対応について
講師 社会保険労務士

- ①雇用保険事務について
講師 ハローワーク渋谷 雇用保険担当官
- ②社会保険事務について
講師 渋谷年金事務所 厚生年金調査課
世田谷年金事務所 厚生年金適用調査課
- ③労使トラブル防止について
講師 社会保険労務士

※奇数回・偶数回の内容はそれぞれ同一となります。奇数回、偶数回を各1回出席することですべての内容を聴講できます。

お問合せ先

東京都社会保険労務士会(労働・社会保険事務説明会受付担当)
渋谷支部・世田谷支部 jimusetsumei@gmail.com

参加登録はこちらから!各回一週間前の月曜日まで受付中!



◀携帯電話のカメラで左のQRコードを読み取り、応募ページへアクセスしてください。

個別訪問相談希望の場合も応募ページよりお申込みください。

QRコードが読み取れない方はこちら ▶ <https://forms.gle/NGQvRXJp5sHQj1x29>

渋谷労働・社会保険推進協力会

渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、渋谷年金事務所、世田谷年金事務所
東京都社会保険労務士会渋谷支部、東京都社会保険労務士会世田谷支部

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引き上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・ 警備業	15%
・鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・ 児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・ 小学校	45%
・幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

報道関係者 各位

令和5年7月21日（金）

【照会先】

職業安定局 雇用保険課
課長 尾田 進
調査官 山口 了子
課長補佐 大原 竜太
(代表電話) 03(5253)1111 (内線)5764
(直通電話) 03(3502)6771

デジタル技術を活用した失業認定を実施します
～全国9所のハローワークで、障害がある方や子育て中の方など
来所が難しい方等を対象に実施します～

雇用保険における基本手当の支給に当たっては、原則として受給資格者に4週間に一度ハローワークに来所いただき、対面で労働の意思及び能力を確認することで、失業状態にあることを認定しています。

今般、デジタル技術を活用した来所によらない失業認定の試行を、離島での実施（※1）に続き、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、大規模労働局9所のハローワーク（※2）において、①障害がある方や子育て中の方など来所が難しい方、②計画的な早期再就職を目指してハローワークの支援を受ける方、を対象として新たに実施します。令和5年7月24日以降に最初の手続き（受給資格決定）を行う方のうち希望者が対象になります。

厚生労働省では、引き続き、ハローワーク業務のデジタル化に取り組みつつ、雇用保険による基本手当等の適正な支給ときめ細かな職業相談・職業紹介の充実等に取り組んでまいります。

※1 離島など市町村取次対象52市町村（延べ）のうちオンライン環境が整い自治体の協力を得られた離島地域（7労働局41市町村（延べ））において、令和5年4月から試行実施。

（大島町・八丈町（東京局飯田橋所）、新上五島町（長崎局五島所）は令和5年1月から試行実施）

※2 北海道労働局（函館所）、宮城労働局（仙台所）、東京労働局（品川所）、新潟労働局（新潟所）、愛知労働局（名古屋中所）、大阪労働局（梅田所）、広島労働局（広島東所）、香川労働局（高松所）、福岡労働局（福岡中央所）

来月までに方向性

デジタル技術を活用した失業認定の実施について

- 雇用保険の失業認定におけるデジタル技術を活用した取組について、既に実施中の市町村取次の対象者に加え、令和5年7月24日から、大規模労働局において、以下の取組を実施し、速やかに効果検証を行う。

- ・ 対象地域：ブロックキー局（9労働局※）のハローワーク各1所

※ 9労働局は、北海道局（函館所）、宮城局（仙台所）、東京局（品川所）、新潟局（新潟所）、愛知局（名古屋中所）、大阪局（梅田所）、広島局（広島東所）、香川県（高松所）、福岡県（福岡中央所）



- ・ 試行内容：以下の対象者のうち、希望する者に対してデジタル技術を活用した失業認定を実施。

① 来所が困難な者 ⇒ 自宅からのオンライン面談による失業認定を可能に

- ・ 公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者、具体的には、難病患者、長期療養者、子育て中の者等について、自宅からのオンライン面談による失業認定を可能とする。

② 計画的な早期再就職を目指してハローワークの支援を受ける者 ⇒ オンラインでの手続のみによる失業認定を可能に

- ・ 就職支援プログラム事業の支援対象者について、個別支援期間中の認定日には、オンラインでの手続（電子申請による失業認定申告書の提出）のみによる失業認定を可能とする（失業認定のみのためにハローワークへの来所や面談は要しない）。
- ・ 初回の失業認定日は来所が必要。個別支援期間終了時に未就職の場合は、来所による認定に切り替え。

- ・ 検証事項：

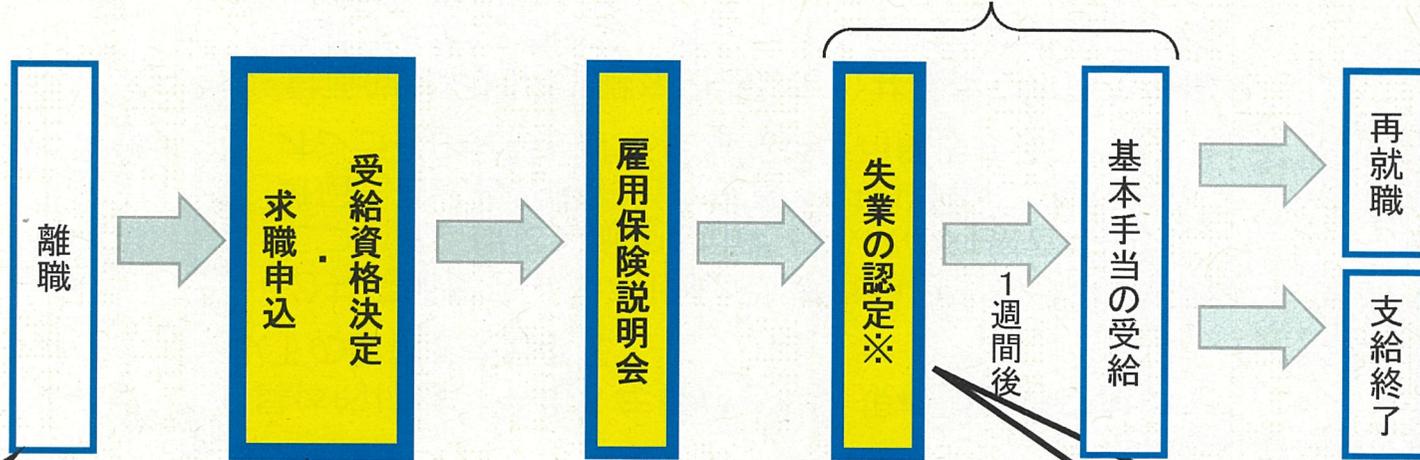
令和5年度末までの試行を経て、以下の検証を行う。

- ・ オンライン面談の日程調整・管理、オンラインでの失業認定申告書の確認や補正、回線の接続等の**事務が円滑に実施**できるか。
- ・ 就職意欲や就職状況、再就職までの期間といった**就職支援への影響**がどのようなものか。
- ・ 求職活動状況報告の**不適正な申告**が行われていないか。
- ・ 対面窓口とオンライン双方に対応できる**ハローワークの体制が確保**できるか。
- ・ 就職支援を効果的に行いつつ、不適正な申告を防止するなど、円滑に実施するために**どのような工夫・取組が有効か**。 等 1

基本手当の受給手続の流れ

- 受給資格決定及び失業の認定（4週間に1回）を受けるためには、ハローワークへの出頭が必要。
- ハローワーク職員との面談により、労働の意思・能力の有無等の確認を受ける。

原則として **4週間に1回**



※職業紹介と一体的に運営

・労働者の離職後、事業主が「喪失届」をハローワークに提出
 ・ハローワークにおいて離職時賃金額や離職理由を審査の上、離職票を離職者に交付

・求職者はハローワークに出頭し、**職業相談部門に求職の申込み**を行う。
 ・雇用保険部門に離職票等の必要書類を提出の上、**ハローワーク職員との面談により、受給に必要な被保険者期間や労働の意思・能力の有無等の確認**を受ける。

⇒受給資格の決定がなされる

求職者は説明会会場に出向き、**受給資格者証の交付**を受けるとともに、ハローワーク職員から雇用保険の受給に当たっての留意事項等（※）の説明を受ける。
 ※認定日に来所必要、必要な求職活動実績、就職した場合の申告方法、不正受給の注意喚起等

★**職業講習会**（ハローワークの利用案内、就職活動方法や準備の進め方、応募書類の作成や面接のポイント等を説明）と同時開催が多い。

求職者は失業の認定日に**ハローワークに出頭**し、受給資格者証及び失業認定申告書を提出の上、**ハローワーク職員との面談により、就労の有無、労働の意思・能力の有無等の確認**を受ける。

⇒失業の認定がなされる

★求職活動が低調な者等に対し、就職意欲を喚起するとともに**職業相談部門に誘導**。

【共通課題対策】

(1) 行政手続に関する見直し

ii その他の手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
7	失業認定のオンライン化	<p>a 厚生労働省は、雇用保険制度の失業認定について、4週間に一度全員一律に公共職業安定所への来所を求めている原則的な取扱いを、デジタル技術の活用により見直す。</p> <p>具体的には、令和5年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者について、既に実施中の市町村取次の対象者に加え、難病患者、長期療養者、子育て中の者等についても、オンライン面談による失業認定を可能とする。 ・計画的な早期再就職を目指して公共職業安定所の支援を受ける者について、オンラインでの手続のみによる失業認定を可能とする。 <p>b 厚生労働省は、aに記載の取組について、特にオンラインでの手続のみによる失業認定に係る効果検証を踏まえた上で、諸外国の実態も参考にしつつ、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について検討し、令和6年6月を目途に結論を得る。</p>	<p>a：令和5年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う</p> <p>b：令和6年6月を目途に結論を得る</p>

雇用保険適用関係業務取扱状況（令和5年4～7月）

1 適用関係

	新規適用事業所数	廃止事業所数	資格取得数	資格喪失数	離職票交付数
5年4～7月	989	407	113,879	89,294	56,159
4年4～7月	1,102	329	104,141	86,382	53,170
前年度比	▲10.3%	23.7%	9.4%	3.4%	5.6%
東京局前年度比	▲4.7%	7.4%	7.7%	1.8%	4.3%

- ・新規適用事業所数、助成金関係の影響もなくなり減少している。
- ・得喪関係は、取得数は電子センターの影響もあるが増加傾向で推移している。喪失数と離職票は増加傾向が続いており、今後も注視が必要。

2 継続給付関係

	高年齢雇用継続給付		育児休業給付		出生時育児休業給付		介護休業給付金
	受給要件確認件数	受給者数	受給要件確認件数	受給者数	受給要件確認件数	受給者数	受給者数
5年4～7月	2,244	18,234	5,053	33,374	678	649	277
4年4～7月	2,215	18,804	5,226	32,065	—	—	242
前年度比	1.3%	▲3.0%	▲3.3%	4.1%	—	—	14.5%
東京局前年度比	3.8%	1.4%	0.8%	7.0%	—	—	12.8%

- ・継続給付関係は増加傾向が続いている。出生時育児休業給付は、月毎に増加しており新制度の利用が着実に進んでいる。

3 その他

- ・8月1日から継続給付関係の支給限度額の変更
- ・デジタル技術を活用した失業認定（品川所：7月24日以降実施）
- ・東京都最低賃金の41円引上げを答申（1,113円に改正予定で効力発生日は令和5年10月1日予定）

令和5年9月22日

研修委員会

1. 前期研修報告

日時：令和5年8月22日（火） 14時15分～16時45分

場所：東京ウィメンズプラザ

テーマ：カスタマーハラスメント研修セミナー

講師：川添 尽善（元大阪府警警察官）

参加人数：28名

*世田谷支部 HP にレジュメ及び動画を掲載中

2. 支部研修会

研修会 開催計画	開催時期	テーマ
新入会員オリエンテーション	11月下旬～12月上旬	新入会員への支部紹介及び支部活動への誘導
宿泊研修会	実施有無含め検討中	未定
後期研修	令和6年2月	未定

※基本的にはオンライン視聴の併用はしない。

3. 定例会 業務研修

研修会 開催計画	開催時期	テーマ
第2回定例会	令和5年9月20日（水）	パネルディスカッション 「先輩社労士に聞いてみよう」
第3回定例会	令和5年12～令和6年1月	未定
第4回定例会	令和6年2～3月	未定

◆講師は登録3年前後の会員を想定し経験を積む場として提供する。

◆支部研修だからこそできる身近なテーマを検討

以上

総務委員会 2023年9月20日定例会

I. 支部定例会開催 年3回開催

- 第1回 6月20日(火) 開催 世田谷産業プラザ 5階 会場 25名 Zoom 11名 計 36名出席
- 第2回 9月20日(水) 本日 北沢タウンホール ミーティングルーム
- 第3回 12~1月開催予定

II. 支部役員会開催 年3回開催

- 第1回 5月17日(水) 開催 世田谷産業プラザ 5階 24名出席
- 第2回 10~11月開催予定
- 第3回 12~1月開催予定

III. 支部定期会議開催

来年度は4月下旬に開催予定

IV. 支部懇親会開催

- 暑気払い 8月22日(火) 表参道 un cafe アンカフェ にて開催 37名出席
- 11~12月 望年会 開催予定

V. 支部会計業務

業務協力会費を7月末に口座振替および振込で受領
ご協力をありがとうございました。

VI. 名札について

世田谷年金事務所やハローワーク渋谷 で名札掲示をご希望の方は
別添資料「名札掲示板申込書」を総務委員会にご提出ください。

VII. その他

世田谷支部開業会員各位

東京都社会保険労務士会世田谷支部
支部長 岩城 眞也

名札掲示板申込みのご案内

平素は 支部事業運営にご協力を賜り 厚く御礼申し上げます。

さて、世田谷支部では、渋谷神南合同庁舎（ハローワーク）内 及び 世田谷年金事務所内に、名札掲示板を設置し、希望される方の名札を掲示しております。

新たに掲示を申し込まれる方 及び 変更を希望される方は、下記要領によりお申込下さい。なお、掲示板設置後は、変更の場合を除き、使用料などは掛かりません。

記

- (1) 費用 新規：(新しく名札を掲示される場合) 1箇所 6,000円
変更：(既に掲示してある名札を変更される場合) 1箇所 4,000円
- (2) 申込先 : 総務担当 木田 裕芳 <hiro2kida@yahoo.co.jp>までメール添付下さい。
- (3) 費用支払方法：支部指定口座へ振込（振込口座は請求時にお知らせいたします。）

名札掲示板申込書

宛先 木田 裕芳 <hiro2kida@yahoo.co.jp>

令和 年 月 日

名札掲示板の看板の **新規** ・ **変更** を希望します

氏名 _____

○をお付け下さい（どちらか 一つでもOKです）

- () 渋谷神南合同庁舎 (新規) (変更：事務所所在地・氏名・電話番号)
- () 世田谷年金事務所 (新規) (変更：事務所所在地・氏名・電話番号)

事務所所在地	〒 -
	東京都世田谷区
氏名	
電話番号	

- ・ 東京会登録と同内容であること（変更予定はOK）
- ・ 名札の「氏名」は個人名が記載されます（法人名は記載されません）。
- ・ 事務所所在地には、マンション名が入らない場合がありますので、ご了承下さい。
- ・ 電話番号は、携帯電話番号でも構いません。

⇒ **変更の場合は、変更にならない部分も含めて、全項目ご記入下さい。**

政連世田谷からのお願い**政連世田谷支部****1 今年度実施したいこと**

- ① 政連活動は、主に国や自治体の政策を理解し、社労士関連分野の提案を行う議員との交流にあります。そのために普段から議員とのコミュニケーションが重要です。
- ② 議員との交流は、立法側および行政側の政策価値増大に繋がる政策支援そして我々の価値拡大に繋がる政策を話し合います。我々の利益要望だけではありません。
- ③ 日々の社労士業務遂行上で、「これが出来たらよい」「改善すべき」「無駄である」等法令上感じたことを提案してほしい。

デジタル化実務では、「業務の山を作らない平準化」「属人化しない標準化」「ITの活用可能範囲の見極め」等を見いだす感性が大切であること。他士業に比べて社労士はおとなしい。

- ④ 社労士と政連会員は「一人二役」です。
- ⑤ 社労士が関与する法律の改善を要望することは責務です。
声を上げなければその組織の存在価値はありません。一人一人が、改善事項への問題意識を持ち提言してください。政治に対峙しない組織は滅びます、先達は多くの実績を残しました。変化が大きい時代、先が見えない時代に問題意識を持ち行動することが価値に繋がります。政連加入は任意加入だからではなく、我々の地位向上に重要な手段です。

2 国会議員（特に衆院）とのパイプ役になろう

パイプ役の設定（フランクに話せる関係性を作る。身近なところから人脈作り。）

衆院新選挙区

世田谷支部 東京5区、手塚仁雄（ ） 若宮健嗣（ ）

東京6区 落合貴之（ ） 越智隆雄（ ）

生稲晃子（参院）（ ） 傷病手当金受給者の保険料免除を検討・要望

3 区議会とのパイプ役設定

区の政策を把握し、支部からの要望について継続的に会話ができる環境作り。会派、政党別に設定または政策テーマ別に担当を設定する。本会支部の協力も必要でお願いします。

4 政策研修会開催予定（政連山手統括支部主催）

第1候補のテーマは、「がん患者就労支援や障害者就労支援等」（仮称）のテーマとする。

生稲晃子参議院議員（自民党）を講師として招致する予定。内閣府や厚労省の委員等を務めた経験があり、がん患者への就労支援活動をしていた実績がある。

5 東政連へ要望

政連活動は主に政治家との交流にあります。東京政連からの交付金は会費納付会員数に比例しているが、政連活動は議員数（有権者数に比例している。）に比例する。政連活動と交付金配分の矛盾として提言する。（別紙参照）

6 交付金収入の現状

	6月30日（定額分）	7月31日	合計
東京政連より世田谷支部へ	180,000	261,200	441,200

7 まずは会費納入をお願いします。

政連に於ける会費納入額と交付金交付による政連支部活動について

23.07.27

22.06.06

1. 支部交付金の使途は政治家との交流が主たるものとする。
2. 支部交付金は会員数に比例するが、政連活動支出は政治家人数に比例する。
3. 支部によっては統一地方選挙では予算がなく組織活動にならない。自己負担か。
4. 下表の推薦立候補者数及び当選議員数は政連活動の対象と位置づけ、交付金との関係を指数化した。現状では活動停止となる。

支部別会員数、納入者数						
支部名	会員数					納入者合計(人)
	開業	法人社員	開業・社員計	勤務等	会員合計	
千代田	414	218	632	1,143	1,775	813
中央	266	116	382	641	1,023	474
台東	128	27	155	100	255	159
文京	96	20	116	153	269	140
新宿	312	120	432	510	942	432
中野・杉並	205	27	232	178	410	255
港	268	137	405	814	1,219	572
品川	117	15	132	210	342	169
大田	160	11	171	139	310	233
目黒	58	7	65	78	143	87
渋谷	227	87	314	366	680	369
世田谷	169	32	201	159	360	221
豊島	196	53	249	167	416	240
北	87	12	99	78	177	111
板橋	97	11	108	64	172	113
練馬	167	4	171	94	265	175
墨田	69	11	80	67	147	93
江東	117	7	124	171	295	174
足立・荒川	153	15	168	110	278	205
葛飾	97	10	107	44	151	89
江戸川	106	22	128	82	210	138
武蔵野	390	34	424	310	734	429
多摩	380	40	420	326	746	448
計	4,279	1,036	5,315	6,004	11,319	6,139

支部交付金 1200/人+定額18 万円	直近選挙の推薦候補者数								※1	※2	※3	支部名
	衆院		都議		区市議		区・市長					
	当選	落選	当選	落選	当選	落選	当選	落選				
1,155,600	2	0	0	1	0	0	0	0	577,800	385,200	#DIV/0!	千代田
748,800	1	1	1		3	1	1	0	149,760	93,600	149,760	中央
370,800	1	1	1		4	0	1		61,800	46,350	74,160	台東
348,000	1	1	1		0	0			174,000	116,000	#DIV/0!	文京
698,400	2	0	2	2	9	2	0	0	53,723	41,082	63,491	新宿
486,000	0	2	7	2	12	6			25,579	16,759	27,000	中野・杉並
866,400	2		2		1	2			173,280	123,771	288,800	港
382,800	1	1	2	1	17	3			19,140	15,312	19,140	品川
459,600	2	1	4	3	16	2	1	0	20,891	15,848	24,189	大田
284,400	2	0	2	1	6	1			28,440	23,700	40,629	目黒
622,800	0	1	0	2	6	1			103,800	62,280	88,971	渋谷
445,200	4		7		14	1	0	1	17,808	16,489	27,825	世田谷
468,000	1		2	1	5	5	1	1	58,500	29,250	39,000	豊島
313,200	1		2		5	0	1	1	39,150	31,320	44,743	北
315,600	1		3	1	1	1			63,120	45,086	157,800	板橋
390,000	2	1	4		8	1			27,857	24,375	43,333	練馬
291,600	1	1	3		4	1	1	0	36,450	26,509	48,600	墨田
388,800	1		3	1	10	1			27,771	24,300	35,345	江東
426,000	3	1	5		3	0			38,727	35,500	142,000	足立・荒川
286,800	1	0	3	0	0	0	0	0	71,700	71,700	#DIV/0!	葛飾
345,600	2		3	1	2	2	1	0	49,371	31,418	69,120	江戸川
694,800	5	1	8		11	3	2	0	28,950	23,160	43,425	武蔵野
717,600	6	1	7	1	3	1			44,850	37,768	179,400	多摩
7,366,800	42		72									計

支部交付金は区市議に対する活動が主たるものとする。
東京都選挙管理委員会への報告では各統括支部で200万～300万円の繰越残が記載されている。

- ※1 交付金÷当選議員数(衆院+都議+区市議+区市長)
- ※2 交付金÷推薦候補者数(衆院+都議+区市議+区市長)
- ※3 交付金÷(区市長+区市議)

8 衆議院東京第5区、第6区 新区割り

衆議院東京第5区町名（世田谷区）			衆議院東京第6区町名（世田谷区）		
池尻	下馬	弦巻	赤堤	北沢	祖師谷
奥沢	新町	等々力	宇奈根	喜多見	代田
尾山台	瀬田	中町	梅丘	砧	千歳台
上馬	世田谷	野毛	大蔵	砧公園	八幡山
上野毛	太子堂	野沢	大原	給田	羽根木
上用賀	玉川	東玉川	岡本	経堂	船橋
駒沢	玉川台	深沢	粕谷	豪徳寺	松原
駒沢公園	玉川田園調布	三宿	鎌田	桜丘	南烏山
桜	玉堤	用賀	上北沢	桜上水	宮坂
桜新町	代沢	若林	上祖師谷	成城	南烏山
三軒茶屋			北烏山		

第2回 業務研修

先輩社労士に聞いてみよう！

令和5年9月14日



年金相談等の業務に関わりたいと考えていますが、どのような研修を受講するのが良いでしょうか。また、世田谷支部には、年金研究会等の集まりはありますか？

年金特別アドバイザー業務にも興味を持っております。どのような研修を受け、どのような経験を積めば、アドバイザー業務に関われるのか、アドバイスをいただけるとありがたいです。

最近のDXの進展や生成AIの台頭により、今後1・2号業務は大きな影響を受け社労士の関与は限りなく制限されると認識しています。
今まで業歴がおありになる先生や、スタッフを雇用している事務所の諸先輩方は、現状をどのように認識し、今後の生き残りのためにどのような戦略を描いていらっしゃるのか、ぶっちゃけベースでお聞きしたいです。

中小企業のM&Aは今後も増加すると認識していますが、現状では社労士の関与は全く足りていないと感じています。
世田谷支部の諸先輩で、M&Aにおける人事労務分野での社労士の成功事例（好事例）があれば、お聞きしたいです。

顧問報酬は翌月支払い、当月支払いどちらが一般的なのでしょうか。

就業規則改訂を受注する際、着手料はもらっていますか。もらっている場合、何パーセントくらいもらうのが一般的なのでしょうか。

PCのセキュリティ対策はどのようにされていますか？

業務効率向上のため、低コストで利用できるおススメのツールがあれば教えてください。

事務所を賃貸で借りた際、賃貸料の元を取るまでどれくらいかかりましたか？